

区分	種目	対象者		性能等	耐用年数	基準額(円)	備考
		障害の程度	年齢				
介護・訓練	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者等	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000	
	支援助具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者	同上	じょくそうを防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	90,000
下肢又は体幹機能障害2級以上の者			3歳以上 18歳未満				
重度又は最重度の知的障害のある者及び寝たきりの状態にある難病患者等			3歳以上				
	エアマット	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者等(医師により、じょくそう予防が特に必要と認められる者に限る。)	学齢児以上	じょくそう予防のためのものであって、エアマット及び送風機からなるもの	5年	120,000	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者及び自力で排尿できない難病患者等	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で入浴に当たって介助を要するもの	3歳以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができるもの	5年	82,400	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で下着交換等に当たって介助を要するもの及び寝たきりの状態にある難病患者等	学齢児以上	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000	

移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	3歳以上	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	257,500	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	3歳以上 18歳未満	テーブルが附属するもの	5年	33,100	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200	
自立生活用具	入浴補助用具 下肢若しくは体幹機能障害のある者又は難病患者等であって、入浴に介助を要するもの	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、かつ、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000	
支援用具	便器 下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び常時介護を要する難病患者等	学齢児以上	障害者等が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	10,000（手すり付きの便器にあっては、30,000）	
T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障害のある者		T字状又は棒状のもので、障害者等が容易に使用し得るもの	3年	木製にあっては2,200、軽金属製にあっては3,000（夜光材付きにあっては1,200（一部のみの場合は、410）、外装に白色又は黄色のラッカーを使用したものにあっては260をそれぞれ加算した額）	

移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障害のある者であつて家庭内の移動等において介助を必要とするもの及び下肢が不自由な難病患者等	3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等を目的とする手すり、スロープ等であつて、障害者等の身体機能の状態に適合し、かつ、必要な強度及び安全性を有するもの	8年	60,000	
頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能障害のため不安定歩行等がある者、重度又は最重度の知的障害のある者及び精神保健福祉手帳1級以上の者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	取材料にプラスチックを含むものにあつては36,750（レディメイドによる製品にあつては、29,400）、主材料にプラスチックを含まないものにあつては15,200（レディメイドによる製品にあつては、12,160）	
特殊便器	上肢障害2級以上の者、重度又は最重度の知的障害のある者で訓練を行つても自ら排便後の処理をすることが困難なもの及び上肢機能に障害のある難病患者等		障害者等又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200	
火災警報機	障害等級2級以上の身体障害者等（ただし、聴覚障害者の場合にあつては、等級を問わないものとする。）、重度又は最		室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、かつ、屋外に警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500	

	重度の知的障害者等、精神保健福祉手帳1級以上の者及び難病患者等であって、火災発生の感知若しくは避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの					
自動消火器	同上		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700	
電磁調理器	視覚障害2級以上の者及び重度若しくは最重度の知的障害のある者のみからなる世帯又はこれに準ずる世帯に属する障害者等	知的障害者にあつては、18歳以上	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	12,000	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する聴覚障害2級以上の者	18歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400	
音声キッチンばかり	同上	同上	同上	5年	26,000	
食事用自助具	視覚又は上肢機能障害2級以上	3歳以上	障害者が容易に使用し得る食べやすいスプーン、フォーク、食器等	3年	20,000	
調理用自助具	同上	同上	障害者が容易に使用し得るまな板、皮むき器等	3年	20,000	
フラッシュユベル	聴覚又は音声機能障害若しくは言語機能障害2級	同上	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	12,400	

		以上の者					
在宅療養等支援用具	透析液加温器	自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う腎臓機能障害3級以上の者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500	
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害のある者及び呼吸器機能に障害のある難病患者等		障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000	
	電気式たん吸引機	同上		同上	5年	56,400	
	電気式たん吸引機・ネブライザー 体型	同上		同上	5年	80,000	
	パルスオキシメーター	呼吸器若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害のある者で呼吸管理上用具が必要と認められるもの及び人工呼吸器の装着が必要な難病患者等		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、かつ、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う必要がある者	18歳以上	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000	
	盲人用体温計（音声式）	盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する視覚障害2級以上の者		視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	9,000	
	盲人用体重計	同上	学齢児以上	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	18,000	

	盲人用血圧計	同上	同上	同上	5年	15,000	
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障害があり、又は肢体不自由があり、発声又は発語に著しい障害のある者	学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する等の機能を有し、かつ、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800	
支援用具	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害2級以上の者	学齢児以上	パソコン又はスマートフォン等を使用する際に必要な不自由さを補助する周辺機器、ソフト等	5年	100,000	
用具	音声色彩判別装置	視覚障害2級以上の者	同上	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	50,000	
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	同上	同上	テレビ音声及びラジオ放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するものであり、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	29,000	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者	18歳以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500	
	点字器	視覚障害のある者	学齢児以上	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	10,780	
	点字タイプライター	就労し、若しくは就労が見込まれ、又は就学している視覚障害2級以上の者		視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年	74,000	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	音声等により操作ボタンの知覚又は認識ができ、かつ、デイジー方式による再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害者用ポータブルレコーダーにあつては85,000（録音機能のないものにあつては、48,000）、盲人用テープレコーダーにあつては23,000	

視覚障害者用活字文書読上げ装置	同上	同上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	99,800	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害のある者であつて、本用具により文字等を読むことが可能になるもの	学齢児以上	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことにより、拡大された文字等をモニターに容易に映し出せるもの	8年	226,000	
盲人用時計	視覚障害2級以上の者	18歳以上	触読式時計又は音声時計であつて、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	10年	12,000 (音声時計にあつては、13,550)	
視覚障害者用ICタグリーダー	同上	学齢児以上	物の名前又は情報の確認を音声で知らせるもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	60,000	
携帯用信号装置	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の者	同上	送信機による合図を視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	20,200	
音声聴器	聴覚障害4級以上の者	同上	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	38,200	
振動時計	聴覚障害3級以上の者	同上	同上	10年	12,600	
補聴器対応電話	聴覚障害4級以上の者	18歳以上	同上	5年	25,000	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声若しくは発語に著しい障害のある者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具の必要性があると認められるもの	学齢児以上	一般の電話に接続することにより音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5年	71,000	

聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害のある者であつて、本用具によりテレビの視聴が可能になるもの		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者等用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者等向け緊急信号を受信するものであつて、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	88,900	
人工喉頭	喉頭摘出等によって発声機能を失った者		笛式又は電動式であつて、声帯の代わりに使用し発音をするもの	5年	5,000 (気管カニューレにあつては8,100、電動式にあつては70,100)	
埋込型人工鼻	喉頭摘出によって音声機能障害を有する者		障害者等が容易に使用し得るもの		23,760円	月額
視覚障害者用ワープロセッサ	視覚障害のある者であつて、本用具を共同で利用しようとするもの	学齢児以上	編集機能、校正機能、日本点字表記法により入力した文章を自動的に点字に変換する機能並びに点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化する機能を有するもの。	—	1,030,000	
点字図書	主に情報の入手を点字により行う視覚障害のある者		点字により作成された図書	別に定める。		
大活字図書	大活字により文字等を読むことが可能になる視覚障害のある者	学齢児以上	大活字により作成された図書		60,000	年額
排泄装置管	膀胱機能障害又は直腸機能障害により人工肛門又は人工膀胱を造設した者		蓄便袋又は蓄尿袋であつて、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの		蓄便袋にあつては8,600、蓄尿袋にあつては11,300	月額
理支援助用紙おむつ等	膀胱機能障害又は直腸機能障害がある者で皮膚のただれや二分脊椎等の理由でストーマ装具の装着が困難なもの及び脳性麻痺	2歳以上	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの		12,000	同上

具		等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者				
収尿器		脊髄損傷等により高度の排尿障害のある者		採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの	1年	男性用にあつては7,700（簡易型にあつては、5,700）、女性用にあつては8,500（簡易型にあつては、6,900）
住宅生活動作補助用具 改修費	居室	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等（特殊便器への取替えにあつては、上肢障害2級以上の者に限る。）	学齡児以上	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000